

中国税務速報

2022年2月15日

1. 国家税務総局 自然資源部 不動産登記・納税の円滑化に向けた情報共有の更なる深化について

公告の主な内容は以下の通りです。

①税務部門及び自然資源主管部門は、不動産登記情報について、連携強化を行い、適時に情報を共有していきます。具体的には2022年末までにおいて、国内の全ての市・県の税務部門及び自然資源主管機関は不動産登記に係る税務業務の全プロセスについての情報共有の実現を目指しています。

②税務部門及び自然資源主管部門は、「窓口一本化・共同処理」のために、部門情報の即時共有を実現し、情報技術によってオンライン・オフライン問わず「窓口一本化」を積極的に推進していくこととなります。特に不動産登記情報及び関連税務業務は、原則として「窓口一本化」の総合窓口で受理していくこととなり、個別処理・並行処理には対応しません。2022年末までに、全国の全ての市と県は、不動産登記及びオフライン税務申告について「窓口一本化」を実現していくこととなります。また2023年末までに、全国の全ての市と県は、不動産登記及びオンライン税務申告について「窓口一本化」の実現を目指していきます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5172035/content.html>

2. 国家税務総局 2021年度個人所得税総合所得申告に関する公告

公告の主な内容は以下の通りです。

- ◇ 年度税務申告の内容：居住者個人（以下、納税者と略称します）は、2021年1月1日から12月31日（以下、納税年度と略称します）までに取得した給与・労務報酬・ロイヤリティ（以下、総合所得と略称します）その他の収入金額を集計し、6万元の基礎控除・専用控除・速算控除（税率は添付ファイル1を参照）等を控除し、年度課税所得税を計算し、予定納税額を差し引き、未払・還付税額を算定したうえで、税務当局に申告し、税金の納付または還付手続を行わなければならない。
- ◇ 年度税務申告が不要となる場合：納税者が課税年度内に法律に従って個人所得税を予定納税し、以下のいずれかの状況を満たしている場合には、年度税務申告自体は必要ありません。
 - (1) 年間の年度納税が必要であるが、その年の総合所得金額が12万元を超えない場合。
 - (2) 年間の最終納税額が400元を超えない場合。
 - (3) 予定納税額が、年間納税額と一致している場合。
 - (4) 年度還付の条件を満たすが、税金還付を申請しない場合。
- ◇ 年度納税が必要となる場合：次のいずれかの状況を満たす場合、納税者は年度納税の必要があります。
 - (1) 予定納税額が年間納税額よりも多く、税金還付を申請する場合。
 - (2) 課税年度の総合所得収入が12万元を超え、納税額が400元を超える場合。
- ◇ 申告期間：年度申告の期間は2022年3月1日から6月30日までとなります。中国国内に居住地がなく、3月1日より前に出国する納税者は、出国前に年度申告を行うことができます。
- ◇ 申告方法：
 - (1) 年度申告を自ら行う方法。
 - (2) 雇用単位（累計源泉徴収方式により、個人所得税を源泉徴収し、個人所得税を予定納税する雇用者を含む。以下、単位と略称します）を通じて行う方法。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5172700/content.html>

3. [財務部 税務総局公告 2022 年第 3 号] 財務部 税務総局インフラ分野における不動産投資信託 (REITs) に対する税制の試行に関する公告

- ◇ インフラ REIT 設立前に、原始所有者がインフラ資産をプロジェクト会社に譲渡する場合で、それに対応してプロジェクト会社の持分を取得する場合には、特殊税務処理を適用することができます。すなわち、プロジェクト会社の取得したインフラ資産に係る課税標準はインフラ資産の元の課税基礎をもって認識することになります。この場合、原始所有者とプロジェクト会社については所得を認識せず、法人所得税も課されません。
- ◇ インフラ REIT 設立段階において、原始所有者がインフラ REIT にプロジェクト会社の持分を譲渡することにより実現した資産譲渡評価額の増加部分は、当期の企業所得税の課税対象とはせず、インフラ REIT が資金調達を完了し、持分譲渡対価を支払ってから納付するものとします。特に、原始所有者が戦略的な割当に従って保有していたインフラ REIT の株式に対応する資産を譲渡する際の評価増に関しては、実際の譲渡時点において企業所得税を納付することができます。原始所有者が、流通市場を通じて当該インフラ REIT の持分を引き受ける（増加する）場合、先着順で戦略的な割当株式の処分に係る優先順位を決定するものとします。
- ◇ インフラ REIT の運営・流通に係る課税については、現行の税法規定に従って取扱います。
- ◇ 当該公告は 2021 年 1 月 1 日より実施されます。2021 年 1 月 1 日以前に発生した事項も、当該公告で規定される事項に該当する場合には、当該公告の規定により関連政策が適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5172552/content.html>

4. 財政部 国家税務総局 2022 年第 4 号 一部の優遇税制に係る適用期間の延長に関する公告

「財政部 国家税務総局 科学技術部 教育部 科学技術企業インキュベーター、大学ハイテクパーク及び衆創空間税制に関する通知（2018 年第 120 号）」、「財政部 国家税務総局 都市バス停、道路旅客運輸駅、都市軌道系交通システムに係る土地使用税の減免に関する優遇政策の通知」（財税[2019]12 号）、「財政部 税務総局 高校学生寮の不動産印紙税政策に関する通知」（財政[2019]14 号）、「財政部 国家税務総局 退役軍人部 退役軍人の創業・就業に係る税制政策の通知」（財税[2019]21 号）、「財政部 国家税務総局 国家発展改革委員会 生態環境部 汚染防止に従事する第三者企業に対する所得税政策に関する公告」（財政部 国家税務総局 国家発展改革委員会 生態環境部公告 2019 年第 60 号）、「財政部 国家税務総局 新型コロナウイルス感染症の防止及び治療に関する個人所得税政策に関する公告」（財政部 国家税務総局 2020 年第 10 号）で規定される優遇税制の適用期間については 2023 年 12 月 31 日まで延長されることが決定しました。

本公告の公布日前に納付された税金については、還付または納税者の今後の税金から控除することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n368/c5172611/content.html>